

那須塩原市再生可能エネルギー導入促進に向けたゾーニング業務 公募型プロポーザル 仕様書

1 業務名称

那須塩原市再生可能エネルギー導入促進に向けたゾーニング業務

2 業務目的

本市は、令和4年3月に那須塩原市気候変動対策計画を策定し、令和12年度までに、温室効果ガス50%削減（平成25年度比）の目標と、削減目標の達成に必要な再生可能エネルギーの導入目標を設定した。

一方で、太陽光や風力などの再生可能エネルギー設備の導入にあたっては地域の環境や景観、防災面での配慮が不可欠であり、円滑な事業の推進のためには地域住民や利害関係者との合意形成が重要となっている。

本業務では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づく「促進区域」の設定を見据えたゾーニングマップを作成し、地域に調和する再エネの最大限導入を図ることを目的とする。

3 業務内容

上記の目的を達成するため、本市における再生可能エネルギーについて、以下の（1）から（3）を実施すること。

なお、本業務の対象とする再生可能エネルギーの種類は、太陽光及び風力を必須事項とし、その他の再エネについては提案によるものとする。

また、想定する大まかな実施時期を【】に示すが、具体的な実施スケジュールは提案内容を踏まえ、協議して決定する。

（1）ゾーニングマップ作成業務

ア 既存情報の収集 【令和4年度】

環境アセスメントデータベース（EADAS）や再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）等を参考に、円滑で合理的なゾーニングマップの作成を行ううえで必要な各種情報を体系的に収集・整理しGISデータとして整備する。

なお、公共施設等における太陽光発電の導入可能性に関しては別途調査（以下、「公共施設調査」という。）を予定していることから、本調査から除くこととする。

イ 追加の環境調査等の実施 【令和4年度、令和5年度】

前項アの既存情報の収集では把握できない地域固有の情報について、ヒアリングや現地踏査等により調査を行い、ゾーニングマップの整備に必要なデータとして整備する。

また、事業者等へヒアリングを行うなど、経済性を考慮した事業可能性について調査する。

ウ ゾーニングマップの作成 【令和4年度素案作成、令和5年度完成】

ア、イの調査結果を踏まえ、本市全域を対象として、再エネ種ごとに温対法に基づく「促進区域」の設定を見据えたゾーニングマップを作成する。ゾーニングマップ作成に当たっては、後述の検討会や地域説明会での意見を集約・反映する。なお、公共施設調査結果（令和5年度事業開始時の提供を予定。）についてもゾーニングマップに反映させ、促進区域等の検討を行うこと。

エ 関係者ヒアリング 【令和4年度、令和5年度】

ゾーニングマップ作成にあたり有効な既存資料、事業による地域へのメリット、事業を実施する際の留意事項、ゾーニングの条件などについて、関係者へのヒアリング調査を実施する。

(2) 合意形成支援業務

ア 検討会の開催 【令和4年度、令和5年度】

専門家及び地域利害関係者で構成する検討会を設置し、ゾーニングマップ作成手法や各種調査結果について助言を受ける。検討会メンバーについては、受託者の提案に基づき協議のうえ決定し、委員の選任、謝金等の支払い、検討会の開催・運営等については受託者にて行うこと。検討会は各年度3回程度を想定する。

イ 地域説明会の運営支援 【令和4年度1回、令和5年度2回程度を予定】

市が実施するゾーニングマップや促進区域に関する地域住民向け説明会の運営支援（説明会資料作成、説明補助、議事作成等）を行う。

(3) 報告書作成 【令和4年度中間報告、令和5年度最終報告】

上記の検討結果をとりまとめた報告書を作成する。なお、ゾーニングマップについては、その解説資料を含め市ホームページでの公開を前提にとりまとめること。

4 履行期間

契約の日の翌日から令和6年2月16日まで

ただし、環境省の補助事業の関係で、令和5年3月から4月にかけて、事業休止期間を設ける場合がある。

5 履行場所

那須塩原市内ほか

6 成果物

次の資料を年度ごとに提出すること。なお、令和4年度分の成果物は、令和5年2月に提出すること。

- (1) 業務実施報告書 3部
- (2) 打合せ記録 1部
- (3) 上記(1)から(2)の電子データを保存したCD-R 2枚
PDFに変換したデータのほか、ワード、エクセル等の加工が可能なデータを記録し、提出すること。

7 提案上限額

48,752,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

8 支払条件

部分払い1回・精算払い

※令和4年度の支払限度額は、22,825,000円とする。

9 再委託

受託者は、本業務を第三者に再委託することはできない。ただし、再委託により効果的に業務の目的の達成が図られるもので、あらかじめ市の承諾を得たときはこの限りではない。その場合、費用の合計額の50%を超えるものを第三者に再委託、または請け負わせることはできない。

10 その他

- (1) 本業務は、環境省「令和3年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」又は「令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」の活用を予定しているため、当該補助金の交付要領等により、補助金の目的や性格を十分理解して業務を行うこと。なお、公告時点では、「令和3年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」の活用を予定している。また、補助金の交付に至らなかった場合には、事業化されないことがある。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た事項及び情報等を、履行期間終了後も含めて他に漏らしてはならない。
- (3) 本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務着手時及び実施中における協議、打合せを綿密に行い、その都度受託者が記録し、相互に確認するものとする。
- (4) 本業務による成果物は、データを含めて発注者に帰属するものとし、市の承認を得ずに使用又は貸与しないこと。
- (5) 成果物において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申し出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処すること。
- (6) 成果物に契約不適合があった場合は、市の指示により速やかに訂正すること。履行期間終了後も同様とする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項及び業務上疑義が生じた場合は、市と受託者の協議により

事業を実施するものとする。